

財 第 1 3 2 1 号

平成 2 9 年 5 月 2 5 日

大阪府議会議長 今井 豊 様

大阪府知事 松 井 一



平成 2 9 年 2 月 定例府議会提出議案の訂正について（依頼）

平成 2 9 年 2 月 定例府議会に提出いたしました議案中、第 6 6 号議案「大阪府・大阪市特別区設置協議会の設置に関する件」については、下記理由により別紙のとおり訂正いたしたいのでよろしくお取り計らい願います。

記

（訂正理由）

第 6 6 号議案「大阪府・大阪市特別区設置協議会の設置に関する件」については、平成 2 9 年 2 月 定例府議会及び大阪市会平成 2 9 年第 1 回定例会における審議の経緯を踏まえ、協議会の担任する事務として特別区の設置に関し必要な範囲内において総合区についての協議等ができる旨を定め、あわせて協議会の名称を変更し、委員による会長の解任の申入れ及び委員による会議招集請求並びに代表者会議の設置に関して定めるとともに、施行期日等の所要の規定の整備を行うもの。

第66号議案 大阪府・大阪市特別区設置協議会の設置に関する件の訂正

大阪府・大阪市特別区設置協議会の設置に関する件の一部を次のように訂正する。

次の表の訂正前の欄に掲げる規定を同表の訂正後の欄に掲げる規定に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
<p data-bbox="241 507 875 536"><u>大都市制度（特別区設置）協議会</u>の設置に関する件</p> <p data-bbox="161 587 1102 775">地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項及び大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）第4条第1項の規定により、大阪市と<u>大都市制度（特別区設置）協議会</u>を設置すること及び同協議会の規約を次のとおり定めることについて、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議決を求める。</p> <p data-bbox="241 826 712 855"><u>大都市制度（特別区設置）協議会規約</u></p> <p data-bbox="174 906 257 935">（名称）</p> <p data-bbox="161 948 1102 1015">第2条 前条の特別区設置協議会は、<u>大都市制度（特別区設置）協議会</u>（以下「協議会」という。）という。</p> <p data-bbox="174 1066 474 1094">（協議会の担任する事務）</p> <p data-bbox="161 1107 340 1136">第3条 （略）</p> <p data-bbox="161 1149 1102 1216"><u>2 協議会は、前項各号に掲げる事務を遂行するために必要な範囲内において、総合区の検討の状況に関し、報告を求め、協議を行うことができる。</u></p> <p data-bbox="174 1267 257 1295">（組織）</p> <p data-bbox="161 1308 340 1337">第5条 （略）</p> <p data-bbox="161 1350 286 1378">2 （略）</p>	<p data-bbox="1205 507 1839 536">大阪府・大阪市特別区設置協議会の設置に関する件</p> <p data-bbox="1126 587 2069 775">地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項及び大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）第4条第1項の規定により、大阪市と<u>大阪府・大阪市特別区設置協議会</u>を設置すること及び同協議会の規約を次のとおり定めることについて、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議決を求める。</p> <p data-bbox="1205 826 1675 855"><u>大阪府・大阪市特別区設置協議会規約</u></p> <p data-bbox="1140 906 1223 935">（名称）</p> <p data-bbox="1126 948 2069 1015">第2条 前条の特別区設置協議会は、<u>大阪府・大阪市特別区設置協議会</u>（以下「協議会」という。）という。</p> <p data-bbox="1140 1066 1440 1094">（協議会の担任する事務）</p> <p data-bbox="1126 1107 1305 1136">第3条 （略）</p> <p data-bbox="1140 1267 1223 1295">（組織）</p> <p data-bbox="1126 1308 1305 1337">第5条 （略）</p> <p data-bbox="1126 1350 1252 1378">2 （略）</p>

3 会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

4・5 (略)

6 過半数の委員は、大阪府知事及び大阪市長に対し、会長の解任について申入れをすることができる。

7 大阪府知事及び大阪市長は、前項の申入れがあったときは、委員の意見を聴いて、会長を解任することができる。

8 (略)

(会議)

第6条 (略)

2 過半数の委員から協議会の会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

3 第3条第1項第2号に掲げる事務及び第4条第8号に掲げる事項は、会長が協議会の会議に諮って定める。

4—8 (略)

(代表者会議)

第7条 協議会を円滑に運営するため、協議会に代表者会議を置く。

2 代表者会議の議事その他代表者会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8条 (略)

(学識経験者等への謝金等)

第9条 学識経験者等は、第6条第6項の規定により協議会に出席したときは、謝金及び実費弁償を受けることができる。

2 (略)

第10条—第12条 (略)

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4・5 (略)

6 (略)

(会議)

第6条 (略)

2 第3条第2号に掲げる事務及び第4条第8号に掲げる事項は、会長が協議会の会議に諮って定める。

3—7 (略)

第7条 (略)

(学識経験者等への謝金等)

第8条 学識経験者等は、第6条第5項の規定により協議会に出席したときは、謝金及び実費弁償を受けることができる。

2 (略)

第9条—第11条 (略)

附 則

この規約は、大阪府の議会及び大阪市の議会のうち最後に議決した議会の議決の日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。